

いよいよ産業支援プログラムが始動

大注目

創業や販路拡大などの 取り組みを支援

市内での新たな創業・事業拡大や、商品開発、販路開拓のための事業、観光イベントの実施などの取り組みに対して、補助金を交付します。(平成29年3月31日(金)までに実施・完了する事業が対象となります)

受付開始 4月1日(金)

受付窓口 商工観光課

申請の流れ

この機会にチャレンジ
してみませんか



商工振興室 大倉主任

1. 申請書の提出(4月1日～)

事業実施前に、事業計画書などを提出します

2. 審査・交付決定

審査・ヒアリングなどを行い、
交付の可否を通知します

事業の実施

3. 報告書の提出(～3月31日)

事業が完了したら、実績報告書
などを提出します

4. 補助金額の確定・交付

実績報告書の内容を確認し、補
助金額を確定、交付します

対象事業一覧

対象事業	補助率・補助額	対象者
■産業元気づくり事業 ①新品種・商品開発の事業 ②地域ブランド構築の事業 ③異業種連携による事業	2/3以内 上限100万円	市内の農林漁業者、中小企業者など
■6次産業化チャレンジ事業 ①6次産業化、農商工連携による事業	1/2以内 上限100万円	
■販路拡大きっかけづくり事業 ①PR事業、イベントの開催 ②商談会、見本市などへの参加 ③製品パッケージやパンフレットなどの作成	2/3以内 上限100万円	
■人材育成サポート事業 ①人材育成講座などへの参加 ②経営相談、専門家の受入 ③セミナーの開催	1/2以内 ①上限1人2万円 ②、③上限5万円	創業希望者、創業して間もない人など
■創業応援事業 ①市内での創業、店舗増設 ②空き店舗の活用	①1/2以内 ②2/3以内 上限100万円	
■まちなか景観魅力アップ事業 景観の魅力向上や地域文化に配慮した施設の整備	1/2以内 上限150万円	商店街団体など
■観光イベント事業 観光イベントの開催	1/2以内 上限50万円	イベント実行委員会など

※申請書は商工観光課・各支所産業建設課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。詳細については市ホームページ(しごとの情報→産業振興→商工業をクリック)をご覧ください

※なお、平成28年第1回市議会定例会で、予算が議決された場合に実施します

●問い合わせ・申し込み 商工観光課商工振興室 ☎53-2111(内線353)